

大船渡市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和4年8月26日に大船渡市長から令和3年度定期監査（後期分）の結果に係る措置について通知を受けたので、これを公表する。

令和4年8月30日

大船渡市監査委員 新 沼 敏 明

大船渡市監査委員 紀 室 若 男

- 1 監査の結果報告 令和4年2月14日付け大船渡市監査委員告示第3号により公表
- 2 講じた措置内容 別紙のとおり

監査結果に基づく措置内容

部課等名	指摘事項	措置内容
保健福祉部 健康推進課	1 新型コロナウイルス感染症対策関連の 購入備品を備品台帳に登録していない	<p>1 備品登録の実施 指摘のあった備品について、備品台帳への登録を完了した。</p> <p>2 備品の棚卸し作業の実施 今年度中の新システムへの備品データの移行に際し、全課等において、備品の棚卸し作業を実施している。</p>
	<p>2 令和3年度保健介護センター清掃業務について</p> <p>(1) 契約を締結しないまま業務を履行させていた</p> <p>(2) 毎月、事業者から請求書が提出されていたが、支払担当者は、当初契約を締結していなかったことから、支払を留めていた</p>	<p>1 事務内容等の確認と修正事務の実施 不適正事務の顛末書を作成し、内容、経過、要因の確認を行うとともに、対応方針を検討した上で、速やかに修正事務を行った。</p> <p>2 財務事務の適正な執行に係る注意喚起の実施 財務事務の適正な執行について、次の方法で注意喚起を実施した。</p> <p>(1) 文書による通知 全職員に対し、庁内グループウェアにより、通知を実施した。</p> <p>(2) 財務・会計事務研修会の実施 庶務担当課長補佐等を対象とした財務・会計事務研修会を実施した。</p> <p>担当：総務部総務課（人事・厚生研修担当） 総務部財政課（財政担当）</p>